

【OAG相続クラブ 会員規約】

第1条：目的

このOAG相続クラブ会員規約（以下「本規約」といいます。）は、OAG税理士法人（以下「当法人」といいます。）が運営する、相続税申告が発生する方々を対象としてOAG相続クラブ（以下「本クラブ」といいます。）の運営に関する基本的な事項を定めるものです。本クラブにおいては、会員が適切なサポートを受けながら将来的に発生する可能性のある相続税申告手続きに関する事前知識を共有することを目指します。

第2条：会員の資格

1. 本クラブは、相続税申告が発生する方々に対して提供されます。
2. 会員には、会員番号が割り振られますが、会員番号を選択することはできません。
3. お客様が次の事項のいずれかに該当する場合、本クラブに入会することができません。
 - (1) 入会申込時の記載に虚偽、誤記、入力漏れ等がある場合
 - (2) 入会申込者が実在しない場合
 - (3) 入会申込者になりすまし、又は承諾なくして他人が申し込んだ場合
 - (4) 入会申込者がいわゆる反社会的勢力である又はそのおそれがあると本クラブが判断した場合
 - (5) 過去に入会及び退会を不適切に繰り返している場合
 - (6) 会員による自主退会以外の理由により、過去に会員登録が抹消されている場合
 - (7) 入会申込者の現住所が日本国外の場合
 - (8) その他、会員として不適切であると本クラブが判断した場合

第3条：会費

本クラブの会費は無料です。

第4条：本クラブの会員特典

本クラブの会員は、相続税申告に関して、サポート（当法人所属の専門家との相談（ご相談内容により有料）を含む。）及び情報提供（定期的なセミナー情報、関連資料の送付等を含む。）を受けることができます（以下「本サービス」といいます。）。

第5条：ご提供サービスの内容の変更・終了

1. 本クラブは、本クラブの都合により、本サービスの内容を変更し、又は提供を終了することができます。
2. 本クラブが本サービスの提供を終了する場合、本クラブは会員に対して事前に通知するものとします。

第6条：会員の義務

1. 会員は、本クラブの運営に協力し、会員情報の管理に必要な情報提供を行う義務があります。
2. 会員は、本クラブの規約及び運営方針に従って行動する義務があります。
3. 会員は、次の各号に定める行為又は該当すると本クラブが判断する行為をしてはなりません。
 - (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
 - (2) 本クラブ及びその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
 - (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) 事前の承諾なく当法人から得た情報を転載、引用又は他メディア等へ掲載等をする行為
 - (5) 本クラブの運営を妨害するおそれのある行為
 - (6) 第三者になりすまし行為
 - (7) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
 - (8) 前各号の行為を試みる行為
 - (9) その他、本クラブが不適切と判断する行為

第7条：会員資格の喪失

1. 会員が本規約違反、又は他の不適切な行為を行ったと当法人が合理的に判断した場合、当法人は当該怪異の会員資格を剥奪するものとします。
2. 第1項に定める場合のほか、次の場合、会員はその資格を喪失するものとします。
 - ①会員が死亡した場合
 - ②当法人が本クラブを解散した場合

第8条：免責事項

本クラブは、相続税申告に関するサポートや情報提供を目的としていますが、その内容の目的適合性、正確性、有益性や結果について保証するものではありません。本サービスのご利用に関連して、会員が損害を被った場合、当法人が責任を負う損害賠償の額は、当法人に故意又は重過失がある場合を除き、3万円を限度とします。

第9条：退会

会員が本クラブの退会を希望する場合、会員は本クラブに対して退会届を提出することで退会できるものとします。

第10条：権利帰属

本クラブが提供する本サービスに関する知的財産権は全て当法人又は当法人にライセンスを許諾している者に帰属しており、本サービスの利用許諾は、本クラブに関する当法人又は当法人にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第11条：秘密保持

本規約において、「秘密情報」とは、本規約又は本サービスに関連して、当法人又は会員が、相手方より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、相手方に関する技術、営業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味します。当法人及び会員は、秘密情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならず、また、本サービスの目的の範囲を超えて利用してはなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報から除外します。

- (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (2) 開示を受けた際、既に公知、公用であった情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責に帰さない事由により公知、公用となった情報
- (4) 開示を受けた後、開示された事項と関係なく、独自に開発・取得した情報
- (5) 権利を有する第三者から機密保持義務を負うことなく、適法に入手した情報

第12条：個人情報の管理

1. 本クラブの運営において収集された会員の個人情報は、個人情報保護法及び当法人のプライバシーポリシー（<https://www.oag-tax.co.jp/privacy-policy/>）に従って厳重に管理を行うこととし、会員は同意するものとします。
2. 会員は、個人情報の提供に同意するものとします。

第13条：個人情報の取り扱い

本クラブは以下の目的のために、会員の住所、氏名、年齢、性別、電話番号等の個人情報を使用いたします。

- (1) 発行物の送付並びにセミナー開催及びアンケート調査等についての郵送・電話・電子メール等の方法によるご案内
- (2) その他、本サービスを提供する上で必要な役務の提供

第14条：会員情報の変更

氏名・住所・連絡先等本クラブに提供した情報に変更がある場合、会員は速やかに本クラブへ届け出るものとします。

第15条：本クラブの制度及び本規約の変更

当法人は、必要と判断した場合、本クラブの制度及び本規約を変更できるものとします。なお、変更した内容は全会員に適用されます。

第16条：反社会的勢力の排除

1. 本クラブ及び会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損失等を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 本クラブ及び会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 本クラブ及び会員は、前二項に該当する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。

第17条：連絡、通知

1. 本クラブに関する問い合わせその他会員から本クラブに対する連絡又は通知、及び本規約の変更等の本クラブからの通知は、当法人が適切と判断する方法で行うものとします。
2. 本クラブが会員の登録メールアドレスその他の連絡先に連絡又は通知を行った場合、当該会員は当該連絡又は通知を受領したものとみなします。

第18条：本規約上の権利義務の譲渡の禁止

1. 本クラブ及び会員は、本規約上の地位又は本規約に基づく権利義務を、相手方の書面による承諾なく、第三者に譲渡、若しくは担保の用に供することができません。
2. 前項の規定にかかわらず、本クラブが、本クラブに係る事業を第三者に譲渡し、又は合併若しくは会社分割等（以下「事業譲渡等」といいます。）により本クラブに係る事業を承継させる場合、本クラブは、当該事業譲渡等に伴い、本規約に基づく契約上の地位、権利及び義務並びに登録情報その他の会員の情報を事業譲渡等の譲受人等に承継させることができるものとします。

第19条：不可抗力

地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、サイバー攻撃、公権力による命令・処分、法令の制定・改廃、争議行為その他不可抗力により本サービスの全部若しくは一部の履行遅滞、又は履行不能が生じた場合、本クラブは、その責任を負わないものとします。

第20条：分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第21条：準拠法と管轄裁判所

本規約の解釈及び適用に関しては、日本法を準拠法とします。また、本会員制度に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条：管理・運営

本クラブはOAG税理士法人により管理・運営が行われます。

第23条：（附則）

本規約は**2023年8月1日**より施行いたします。